

当事務所では、お付き合いいただいている皆様に向けて、法律関連のニュースや当事務所の近況などを、定期的にニュースレターとしてお送りさせていただいております。当事務所の近況やご挨拶のほか、少しでもお役に立てる情報をお届けできればと思っております。



冬季の交通事故について

北国には厳しい冬の季節の真ただ中です。この時期は交通事故が多発する夜の時間が長く、降雪などによる視界不良や雪道・凍結路面などのために、自動車の運転環境が厳しいものとなります。交通事故の発生が増加する季節であり、自動車運転者や歩行者などは特に交通安全に注意しなければなりません。今月号のニュースレターでは、冬季の交通事故の特徴について、ご説明させていただきます。

1 事故状況・過失割合

交通事故には、自動車と歩行者との衝突事故、自動車とバイクや自転車との衝突事故、自動車同士の衝突事故などがあります。交差点での事故、直線道路上での事故、駐車場内での事故、追突事故、出会い頭事故、正面衝突事故、側面衝突事故など、事故状況には様々なものがあります。北国における冬季の交通事故で特徴的なのは、降雪などによる視界不良下での交通事故、雪道・凍結路面で車両がスリップしたことによる交通事故などです。北国の冬季に特有の交通事故は非典型的な事故状況が多く、別冊判例タイムズNo.38「民事交通訴訟における過失相殺率の認定基準」などの書籍にある典型的な事故類型の基準をそのまま当てはめることができず、参考となる裁判例も多くはないことなどから、過失割合に関する争いが複雑化・深刻化するケースが少なくありません。

2 損害

交通事故には、車両の修理費などの物的な損害だけが発生する物損事故と、人が怪我を負う人身事故とがあります。北国における冬季の交通事故では、物損事故も多数発生します。そして、冬の季節は夜の時間が長くなるところ、一般的に夜の時間は死亡事故や重傷事故などが多発する時間帯であることから、重大な人身事故の発生が多くなります。死亡事故や重傷事故では、被害者ご本人およびご家族の生活への影響が極めて大きいことから、加害者側の保険会社から適正な賠償金を受領することが重要です。保険会社から受け取る賠償金が、今後の生活を支えるための大切な資金となるからです。しかし、保険会社は民間の営利目的の企業であり、保険金の支払が増えれば利益が減少することから、賠償金の額を低く提示してくることが通常です。そして、適正な賠償金の額と保険会社の提示額との差は、事故が重大で損害が大きいほど、大きな差が出ます。

以上のように、北国における冬季の交通事故は、事故状況・過失割合の問題が複雑・深刻となるケースが多発します。また、特に死亡事故や重傷事故では、適正な賠償金の額と保険会社の提示額との差が大きくなります。このような交通事故の問題を適切に解決するためには、交通事故に精通した弁護士のサポートが不可欠です。当事務所では、交通事故の事案を多数取り扱っており、解決実績も豊富にございますので、交通事故の問題でお困りの方は、お気軽にご相談いただければと存じます。

【お問い合わせ】 弁護士法人青森リーガルサービス **八戸シティ法律事務所**

代表社員弁護士：木村哲也 受付時間：午前9時～午後5時

電話番号 0120-146-111 FAX0178-38-9230 <http://hachiben.jp/>

〒031-0042 青森県八戸市十三日町1 ヴィアノヴァ6階